

▶ Newsletter from our FRANKFURT AFFILIATE OFFICE (Tokyo - Frankfurt):  
*Atsumi Sakai Janssen Rechtsanwalts- und Steuerberatungsgesellschaft mbH*

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の欧州対応チーム及びフランクフルト提携オフィスよりニュースレターをお届け致します。当事務所は、ロンドンとフランクフルトにオフィスを有する唯一の日本の法律事務所として欧州にオフィスを設立し、本年で6年目を迎えました。現地密着型でその土地の文化や考え、リーガルサービスに要求されることについての理解を深めることに努め、また、現地の法律事務所と競合するのではなく協力関係を築いております。今後も、欧州での事業展開において必須となる法務と税務双方の観点より、クライアントの皆様の多岐にわたるニーズにお応えしてまいります。



## EUにおけるオンライントラッキング（追跡）に関する法的リスクの増加

| Page 1/3 |

2020年11月 No.FRT\_005

### オンライントラッキング（追跡）について

多くの企業は、インターネットを通じて、デジタルフットプリントをトラッキング（追跡）しています。それにより、顧客の行動や嗜好を把握し、ブラウジング環境を改善し、統計的に分析し、顧客の要望に合わせて製品を改良し、顧客のプロファイリングを行い、ダイレクトマーケティングを促進させています。以下のようなオンライン追跡ツールは、そのような目的のために広く使用されています。

- ユーザーの位置情報を明らかにする IP アドレス
- ユーザーが以前に閲覧したウェブ上のアドレスを読み取る HTTP リファラ
- 閲覧履歴など、ユーザーのログインデータを一定期間保存する Cookie（これは、最も一般的なオンライン追跡ツールです）
- ウェブトラフィック、コンバージョン、ユーザーの行動などを追跡できるトラッキングピクセル（例：ウェブページがクリックされた場合や電子メールが開かれた場合）
- 使用しているブラウザとオペレーティングシステムを識別できるユーザーエージェント
- ウェブサイト側が、ユーザーの明示的な許可なく、ユーザーのオペレーティングシステム、画面の解像度、インストールされているフォント、タイムゾーン、言語、及びその他の情報など知ることができるブラウザのフィンガープリント<sup>[1]</sup>

オンライン追跡ツールは、インターネットユーザーから膨大な量の個人データを得て、プライバシー権に一定の影響を与えます。それにも関わらず、これらのツールは、ユーザーから非常にうまく隠されおり、誰に、いつ、どのように追跡され、どのような目的でデータが収集及び使用されているかは、ユーザーには分からないことが多いのです。そのため、オンライン追跡ツールの使用は、法律で規制されなければならないとされています。



### オンライントラッキング（追跡）の前に取得する必要があるユーザーの同意

EU では、オンライン追跡の最も一般的な形態である Cookie の使用は、一般データ保護規則 (GDPR)<sup>[2]</sup> と ePrivacy 指令<sup>[3]</sup> により規律されることとなります。Cookie を使用してオンラインでユーザーを追跡する際には、以下の要件を遵守しなければなりません。

- Cookie によって追跡されるデータ、追跡の目的、Cookie の提供者、種類、機能及び保存期間について、理解が容易な言葉により、ユーザーに説明すること
- 個人データが Cookie を使用して処理されるかどうかに関わらず、Cookie を使用する前にユーザーの同意を得ること（ショッピングカート、ログインステータス、言語の選択、同意の保存に使用される Cookie のようなウェブサイトを機能させるために必要な Cookie を除く）
- ユーザーの同意を保存すること
- ユーザーが同意を拒否した場合でも、ウェブサイトの正常な利用を可能にすること（つまり、Cookie が同意されていなくてもウェブサイトを機能させる必要がある）
- ユーザーが自分の同意を、簡単に取り消せるようにすること

[1] Koofr Blog, What is online tracking and how do websites track you?, <https://koofr.eu/blog/posts/what-is-online-tracking-and-how-do-websites-track-you>

[2] Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)

[3] Directive 2009/136/EC of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 amending Directive 2002/22/EC on universal service and users' rights relating to electronic communications networks and services, Directive 2002/58/EC concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector and Regulation (EC) No 2006/2004 on cooperation between national authorities responsible for the enforcement of consumer protection laws

同意のリクエストに関して、「同意する」の欄にあらかじめチェック(✓)を入れておくことは許されません。Cookieの使用に同意するためには、ユーザーが自発的にオプトインできるようにする必要があります(例:✓が記入されていない欄に✓を入れる)。

長い間、Cookieの使用に関するこのようなオプトイン同意要件が、ドイツ法に適用されるかどうかは、議論されてきました。この同意要件が ePrivacy 指令からドイツの法律に移された(ドイツ国内法となった)かどうかは議論の余地があります。同意要件は、ドイツ国内法のテレメディア法(TMG)において定められていますが、この法律は実際にはCookieの使用を規律していません。

しかし、2020年5月、ついに、ドイツ連邦裁判所(BGH)は、ドイツ消費者団体連合と Planet49 GmbH との間の訴訟において、オプトイン同意要件がドイツでも適用されると判決を下しました。<sup>[4]</sup> 純粋なコンテンツウェブサイト、小規模なウェブストア、または技術的なCookieのみを使用するウェブサイトは、例外となります。これらのウェブサイトは、使用しているCookieについてユーザーに通知することで足り、同意を得るためのそれ以上のアクションは必要ありません。

## 注目されるオンライントラッカー

裁判所及びデータ保護当局(DPA)からの明確な判決や規則にもかかわらず、全てのCookieトラッカーが、それらを厳密に遵守しているわけではありません。

アイルランドデータ保護委員会(Irish Data Protection Commission)は、2019年8月から12月にかけて、総合的な調査を実施しました。すなわち、様々な業種の40の組織に対してアンケートを送付し、ウェブ上でのCookie及びその他の類似のオンライン追跡ツールの使用状況を調査しました。その結果、Cookieの使用に関して、下記のような一般的な違反状態が、明らかになりました。

- ユーザーが初めてウェブサイトアクセスする際に不要なCookieを使用
- 事前にチェックを入れた同意要求欄
- 暗黙の同意
- 全ての目的のためにまとめて取得される同意
- Cookieの誤った分類
- デザイン性の低いCookieバナー、Cookieの使用に関する不十分な説明
- Cookieの設定変更が困難

これらは、調査対象の40の組織だけではなく、他の多くの組織も違反状態となっている可能性が高いといえます。これらの問題は、データ保護当局だけでなく、データ保護活動家の大きな関心事となっています。監督当局に提出されたCookie及びその他の追跡技術の使用に関する苦情件数は、過去2年間で急速に増加しています。例えば、イギリスのデータ保護当局に2019年4月から2020年3月までに寄せられたCookieに関連する苦情件数は1473件であり、これは、2018年4月から2019年3月の苦情件数の4倍です。<sup>[5]</sup>

このような苦情を受けた場合、データ保護当局は、GDPRに基づき行動する責務を負っています。まず、データ保護当局は、対象組織・会社の実際のCookieの利用実態を調査し、苦情が正しいかどうかを確認するためのアンケートに回答するよう、組織・会社に要請します。これに応じない場合、データ保護当局は、データの引渡しを要求できます。データ保護当局は、組織・会社がCookieの使用に関するデータ保護規則を遵守していないことを確認した場合、罰金を課すことができ、組織・会社が非協力的な場合、より高額な罰金を課すことができます。しかし、高額な罰金だけが、違法なトラッカーが直面する唯一のリスクではありません。

## 損害賠償責任

損害賠償請求について、GDPR第82条1項は、「本規則の違反行為の結果として財産的な損害又は非財産的な損害を被った者は、管理者又は処理者から、その被った損害の賠償を受ける権利を有する。」と規定しています。

オーストリアの影響力の大きいデータ保護活動家が、最近、ウィーン地方裁判所において、データ保護違反を理由として、500ユーロの損害賠償請求について勝訴しました。しかし、この判決に法的拘束力はなく、原告は依然として、違反について、さらに高額な賠償を求めて争っています。

同様のケースでは、デュッセルドルフ労働裁判所は、最近、データ保護違反の主張に対して、損害賠償として、5,000ユーロの判決を下しました。<sup>[6]</sup> この判決も法的拘束力はなく、原告は実際に14万ユーロ以上の損害賠償を希望しているため、デュッセルドルフ労働裁判所に控訴中です。

損害賠償請求は、集団訴訟でも請求できるため、オンライントラッカーにとってはより深刻になる可能性があります。すなわち、オンライン追跡によるデータ保護違反は、多数の異なるユーザーに同様の影響を与える可能性があり、原告が、1つの訴訟にまとめた形式により、違反している組織を提訴し、裁判所が訴訟をまとめて裁判を進行させることは難しいことではありません。その場合、損害賠償額は、個別の原告との訴訟よりもはるかに大きくなります。したがって、損害賠償に関する裁判所の見解がまだ明確ではない現時点では、オンライン追跡に関するルール違反を是正することが賢明です。

---

[4] Bundesgerichtshof zur Einwilligung in telefonische Werbung und Cookie Speicherung: <https://juris.bundesgerichtshof.de/cgi-bin/rechtsprechung/document.py?Gericht=bgh&Art=pm&Datum=2020&nr=106314&pos=1&anz=68>

[5] ICO, Action we've taken: Cookies: <https://ico.org.uk/action-weve-taken/cookies/>, retrieved 07/09/2020

[6] ArbG Düsseldorf dated 5.3.2020 case no- 9 Ca 6557/18 (in German): [http://www.justiz.nrw.de/nrwe/arbgs/duesseldorf/arb\\_g\\_duesseldorf/j2020/9\\_Ca\\_6557\\_18\\_Urteil\\_20200305.html](http://www.justiz.nrw.de/nrwe/arbgs/duesseldorf/arb_g_duesseldorf/j2020/9_Ca_6557_18_Urteil_20200305.html)

## 調査・訴訟に備える

データ保護違反は、予期せぬ状況で発生する可能性があります。したがって、前述の Cookie の使用に関する全てのルールを確実に遵守することに加え、苦情・クレームが発生した場合に備えて、組織・会社は準備をしておくことが重要となります。リスクを軽減し、苦情・クレームやデータ保護当局の調査に備えるために、以下の事項をご検討ください。

- Cookie を使用する際のデータフローと処理の定期的な見直し
- ウェブサイトやその他のデータ処理活動に必要な技術的変更の準備
- 迅速な対応のために、通常、データ保護当局から要求されるすべての情報を用意
- 事前に対応策を整備（罰金や損害賠償請求に関して、会社・組織の受け入れ可能なリスクの程度、裁判所で十分な主張・申立てを行うための準備）

我々は、GDPR 遵守のために必要な書類の作成、データ漏えいや苦情・クレーム対応、データ保護当局の調査への対応などの分野で、クライアントをサポートしております。詳細については、弊所にお問い合わせください。

他プラクティスグループのニューズレターも配信しております。配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。広報部宛 [prcorestaff@aplaw.jp](mailto:prcorestaff@aplaw.jp)

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

### 【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- ロシアビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

### 【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス

## Author(s) / Contacts

### 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2  
富国生命ビル（総合受付: 16階）



弁護士 松岡 史朗  
パートナー / 第一東京弁護士会  
E: [fumiaki.matsuoka@aplaw.jp](mailto:fumiaki.matsuoka@aplaw.jp)

> [View Profile](#)

### フランクフルト提携オフィス

(Atsumi Sakai Janssen Rechtsanwalts- und Steuerberatungsgesellschaft mbH\*)

OpfernTurm (13th Floor), Bockenheimer Landstraße 2-4,  
60306 Frankfurt am Main, Germany



ドイツ連邦共和国弁護士\*\* フランク・ベッカー  
パートナー  
E: [frank.becker@asj-law.jp](mailto:frank.becker@asj-law.jp)

> [View Profile](#)

\* ドイツ連邦共和国における弁護士・税理士法人  
\*\* 但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

### お問合せ先

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 欧州対応チーム  
E: [info\\_frankfurt@aplaw.jp](mailto:info_frankfurt@aplaw.jp)

このニュースレターに掲載されている情報は、法的アドバイスを構成するものではありません。弊所は質の高い情報を提供するよう努めておりますが、このニュースレターのすべての情報は「現状のまま」提供されており、完全性、正確性、適時性、またはこれらの情報を使用して得られた結果を一切保証するものではありません。また、明示、黙示を問わず、性能、商品性、特定目的への適合性の保証を含むがこれに限定されるものではない、いかなる種類の保証もありません。